

吹田市市税審議会 会議録

1 開催日時

平成30年(2018年)4月18日(水) 午前10時から10時40分まで

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

(委員)

- ・木下 敦史 委員
- ・三浦 晴彦 委員
- ・井川 文夫 委員
- ・岡田 真里 委員
- ・池口 誠 委員

(市理事者)

- ・小林 税務部長
- ・畑澤 都市魅力部長
- ・江原 税務部次長(債権管理課長事務取扱)
- ・熱田 都市魅力部次長
- ・當 税制課長
- ・奥山 地域経済振興室長
- ・葉山 資産税課長
- ・神堀 地域経済振興室主幹
- ・中島 参事(資産税課)
- ・宮崎 地域経済振興室主査
- ・杉原 市民税課長
- ・田村 資産税課主幹
- ・佐納 納税課長
- ・牧野 資産税課主幹
- ・田中 市民税課長代理
- ・朝倉 資産税課主査
- ・樋上 納税課長代理
- ・西田 資産税課主査
- ・三住 債権管理課長代理

(事務局)

- ・樋上 税制課長代理
- ・植田 税制課主査
- ・前田 税制課係員

4 欠席者

- ・辻 美枝 委員
- ・築野 れい子 委員

5 傍聴者

なし

6 配付物

- (1) 吹田市市税審議会 会議次第(事前送付)
- (2) 市税審議会資料 (事前送付)
 - ア 平成 30 年度税制改正に伴う、わがまち特例導入について (1～5 ページ)
 - イ 吹田市市税審議会規則 (6～7 ページ)
 - ウ 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて (8 ページ)
- (3) 市税審議会追加資料 (当日送付)
 - 固定資産税の課税標準の特例割合について所管部の回答 (1～5 ページ)
- (4) 座席表(当日配布)

7 会議内容 (発言要旨)

諮問事項 (わがまち特例について)

(1) 中小事業者等一定の機械装置等 (地方税法附則第 15 条第 47 項)

中小事業者等が生産性向上特別措置法の規定により市町村から認定を受けた先端設備等導入計画に従い取得した一定の機械装置等に対する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(委員) 対象設備が旧モデル比年 1%以上向上する設備と記載されているが、生産性を向上させるために新たに設備を導入する場合、例えば工場のラインなど、前のものと比較するものがない場合も対象となるのか。

(理事者) 対象となる。新たに機械を入れる場合、一般社団法人 日本工作機械工業会より、その機械を導入することによって 1%の向上がはかれるという証明書が発行される。そのためには、工業会が当該機械を作ったメーカーの旧モデルと比べて、1%向上するかという審査をして、証明書を発行する。よって、現在導入されていない機械であっても、そのように審査することになっていると聞いている。

(委員) 参酌割合、特別割合がゼロ以上二分の一と示されている中で、吹田市がゼロを採用する理由を説明されたい。

(理事者) 国の補助金の優先採択の枠があることが大きい。優先採択を受ける条件としては、特例率をゼロと定めることが求められている。この中小事業者に対する補助金の優先採択枠を視野に入れてゼロとしたいと考えている。

質疑応答の後、採決した結果、全会一致で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

(2) 汚水または廃液の処理施設（地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号）

水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場または事業所の汚水または廃液の処理施設に対する固定資産税に係る課税標準の特例について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

説明後に質問・意見等を受け付けたが、特になく、採決の結果、全会一致で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

(3) 特定再生可能エネルギー発電設備（地方税法附則第 15 条第 32 項第 1～3 号）

地方税法附則第 15 条第 32 項第 1 号から第 3 号に規定する「特定再生可能エネルギー発電設備」に対する固定資産税に係る課税標準の特例について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

説明後に質問・意見等を受け付けたが、特になく、採決の結果、全会一致で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。